

○市町村の合併に伴う市町村職員退職手当条例の特例に関する条例

平成6年10月31日

組合条例第4号

改正 平成14年1月25日条例第4号

平成16年8月6日条例第6号

平成19年1月29日条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、市町村の合併により退職することとなる市町村長、副市町村長、地方公営企業の管理者及び教育長（以下「市町村長等」という。）の退職手当の支給に関し、市町村職員退職手当条例（昭和50年茨城県市町村総合事務組合条例第22号。以下「退職手当条例」という。）に定める退職手当の支給の特例を定めるものとする。

(退職手当の支給)

第2条 この条例による退職手当は、市町村の合併により退職した市町村長等が、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第3条第1項の規定に基づく協議により、合併後の市町村の常勤の特別職として設置された職（その任期が当該市町村長等の残任期間を超えないものに限る。以下「常勤の特別職」という。）に退職の日から引き続き在職することとなり、当該常勤の特別職の職員が退職（任期満了を含む。以下同じ。）した場合に、その職員（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 前項の規定により退職手当を支給されることとなる職員については、市町村の合併により市町村長等を退職した場合に、当該退職について退職手当条例の規定による退職手当は、支給しない。

(退職手当の額)

第3条 常勤の特別職の職員で退職した者に対する退職手当の額は、その者の給料月額にその者の勤続期間を乗じて得た額に、合併の前日における当該職員の職について定められた退職手当条例第7条第1項各号及び第2項各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

(勤続期間の計算)

第4条 前条の規定による退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、合併前の市町村における市町村長等の勤続期間は当該常勤の特別職の勤続期間とみなす。ただし、退職手当条例の規定により退職手当を支給された勤続期間については、この限りでない。

2 前項の市町村長等の勤続期間には、退職手当条例第9条第4項の規定により計算された勤続期間を含むものとする。

(茨城県職員等となった者の取扱い)

第5条 常勤の特別職の職員が引き続いて茨城県の職員その他規則で定める職員（以下「茨城県職員等」という。）となった場合において、その者の常勤の特別職の職員としての勤続期間が

茨城県職員等に対する退職手当に関する規定により茨城県職員等の勤続期間に通算されること
が定められているときは、この条例による退職手当は、支給しない。

(退職手当の支給手続等)

第6条 この条例に定めるもののほか、常勤の特別職の職員の退職手当の支給手続等については、
退職手当条例の適用を受ける特別職の職員の例による。

附 則

この条例は、平成6年11月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の改正規定は、平成14年4月1日から施
行する。

附 則（平成16年条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第6号）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の市町村の合併に伴う市町村職員退職手当条例の特例に関する条例
（以下「新条例」という。）第1条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）
以後の退職による退職手当の支給に関し適用し、施行日前の退職による退職手当については、
なお従前の例による。
- 3 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号。以下「改正自治法」という。）の
施行の際現に助役である者が、改正自治法附則第2条の規定により副市町村長として選任され
たものとみなされる場合におけるその者の新条例に基づいて支給する退職手当の算定の基礎と
なる勤続期間の計算については、その者の助役としての在職期間を副市町村長としての引き続
いた在職期間とみなす。
- 4 改正自治法の施行の際現に在職する収入役で、改正自治法附則第3条第1項の規定により在
職する者については、その任期中に限り新条例第1条に規定する市町村長等とみなす。